

ニホンザルの特定計画の現状と課題

1. 特定計画の現状

(1) 策定状況

- ・ニホンザルの群れは、北海道、茨城県、長崎県、沖縄県の4道県を除く、43都府県に分布している（岩手県、大阪府は分布が限定的）が、特定計画が策定されている都府県は、平成26年4月現在、21府県となっている（表1-1）。
- ・ニホンザルの群れが分布している都府県のうち、特定計画を策定していないのは22都府県で、主に西日本（中国、四国、九州）に多い。

表 1-1 ニホンザルの特定計画の策定状況

平成26年4月1日現在			
北海道		滋賀	◎
青森	◎	京都	◎
岩手		大阪	
宮城	◎	兵庫	◎
秋田	◎	奈良	
山形	◎	和歌山	◎
福島	◎	鳥取	
茨城		島根	
栃木	◎	岡山	
群馬	◎	広島	
埼玉		山口	
千葉	◎	徳島	
東京		香川	
神奈川	◎	愛媛	
新潟	◎	高知	
富山	◎	福岡	
石川	◎	佐賀	
福井		長崎	
山梨	◎	熊本	
長野	◎	大分	
岐阜		宮崎	◎
静岡		鹿児島	
愛知	◎	沖縄	
三重	◎	計画数	21

◎	分布しており、特定計画を策定している
○	分布しているが、特定計画を策定していない
□	分布が限定的
空白	分布していない

2. 特定計画の課題

・特定計画の課題は、大きく分けると以下の2点である。

- (1) 特定計画の策定が主に西日本（中国、四国、九州）で進んでいない。
- (2) 特定計画が策定されていても実効性のある計画が少なく、被害が減少していない。

(1) 特定計画の策定が進んでいない理由

●昨年度実施した都府県担当者へのアンケートやヒアリングの結果から想定される理由

①計画的な管理についての認識・理解が不足している

・都府県の担当者が、ニホンザルの特定計画を策定することにメリットがないと感じている（9県／22県）

②現場の状況に対する担当者の認識が不足している

・現状で対応できていると考えている（7県／22県）

・大半の県（20県／22県）で有害獣捕獲の許可権限が市町村に委譲されていることもあり、対策が市町村任せになっており、県本庁の担当者が現状（生息状況、被害状況）を正確に把握していない。

・被害者から直接苦情を受ける市町村担当者と県担当者の意識が乖離している。

③捕獲の効果についてのモニタリングが行われていない

・捕獲による被害低減効果が「わからない」と回答（14県／22県）

→捕獲効果検証が行われずに捕獲が行われている。

④人員・予算の不足

・シカやイノシシの方が、サルに比べて相対的に被害が大きく、限定された人員や予算の中で対応しきれっていない（6県／22県）

(2) 特定計画が策定されていても実効性のある計画が少なく、被害が減少していない理由

●第11次鳥獣保護事業計画期間の特定計画の記載内容から想定される理由

①前期計画の評価をしている計画が少ない

・第11次計画で前期計画を評価している計画は19計画の中8計画であった。

・しかし内容が捕獲の結果の報告のみの評価であったり、短い記載だけで終わっているものもあり、課題の整理と改善という一連の情報を記載している計画は少なかった。

②実施計画（実行計画）と被害防止計画の整合が図られていない

・特定計画の具体的施策の実行主体は市町村である場合が多く、実施計画（実行計画）の策定は重要であるが、第11次計画で実施計画の策定についての記載がない計画が2計画あった。

・特措法の被害防止計画も市町村が主体となるケースが多いと思われるが、両計画の整合、連携については、ほとんどの計画で記載されていなかった。

③ 個体群管理に対して消極的

- ・ 現行のガイドラインでは、目標を明確にした秩序ある個体群管理を進めることが指摘されているが、第 11 次計画で個体群管理に重点を置いている計画は少ない。
- ・ 加害群を群れごと捕獲することに関して記載があったのは 14 計画であるが、「試験的排除はあり得る」あるいは「検討する」といった慎重な記載が多く、群れ捕獲が実際に行われたという記載は、滋賀県の 1 計画のみであった。

④ 目標が不明確

- ・ 具体的な目標設定が行われていない。
(群れの残し方がわからないので、目標を立てづらいという面もあるか)

● 昨年度実施した都府県担当者へのアンケートやヒアリングの結果から想定される理由

① 特定計画を策定していても捕獲に対する効果検証が不十分である

- ・ 半数以上の県で捕獲による被害低減効果が「わからない」という回答であった。(12 県／21 県)
- ・ モニタリング (=効果検証) を行う上での課題として、予算がない、体制がない (人員がない) という回答が多かった。(8 県／20 県)